

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年4月22日(2024.4.22)

【公開番号】特開2023-126616(P2023-126616A)

【公開日】令和5年9月7日(2023.9.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-169

【出願番号】特願2023-118193(P2023-118193)

【国際特許分類】

G 09 G 5/00(2006.01)

10

G 09 G 5/37(2006.01)

G 09 G 5/10(2006.01)

G 06 T 19/00(2011.01)

H 04 N 5/64(2006.01)

G 02 B 27/02(2006.01)

【F I】

G 09 G 5/00 550 C

20

G 09 G 5/00 520 V

G 09 G 5/00 510 G

G 09 G 5/37 200

G 09 G 5/10 B

G 09 G 5/00 510 A

G 06 T 19/00 600

H 04 N 5/64 511 A

G 02 B 27/02 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月11日(2024.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ディスプレイシステムであって、

1つ以上のプロセッサと、

1つ以上のコンピュータ記憶媒体であって、前記1つ以上のコンピュータ記憶媒体は、命令を記憶しており、前記命令は、前記1つ以上のプロセッサによって実行されると、前記1つ以上のプロセッサに、

40

仮想コンテンツを形成する原色画像の分解能を、

ユーザ固視点からの前記仮想コンテンツの近接度と、

前記原色画像の色であって、前記原色画像のうちの少なくとも1つは、別の色の原色画像と分解能が異なる、前記原色画像の色と

に基づいて調節することを含む動作を実施させる、1つ以上のコンピュータ記憶媒体とを備える、ディスプレイシステム。

【請求項2】

前記分解能は、少なくとも色深度に対応する、請求項1に記載のディスプレイシステム。

【請求項3】

前記分解能は、少なくともポリゴンカウントに対応する、請求項1に記載のディスプレ

50

イシステム。

【請求項 4】

前記原色画像は、赤色原色画像、緑色原色画像、および青色原色画像を備え、

前記緑色原色画像は、前記赤色または前記青色原色画像より高い分解能を有する、請求項1に記載のディスプレイシステム。

【請求項 5】

前記赤色原色画像は、前記青色原色画像より高い分解能を有する、請求項4に記載のディスプレイシステム。

【請求項 6】

前記仮想コンテンツの分解能を調節することは、周囲光および前記仮想コンテンツを表示するために前記ディスプレイシステムによって出力された光の一方または両方の減少に伴って、前記仮想コンテンツを形成する画像のコントラスト比を減少させることを含む、請求項1に記載のディスプレイシステム。 10

【請求項 7】

前記動作はさらに、前記ディスプレイシステムのユーザの眼の視神経盲点に対応する仮想コンテンツのレンダリングを防止することを含む、請求項1に記載のディスプレイシステム。

【請求項 8】

前記仮想コンテンツの分解能を調節することは、前記ユーザの眼毎の周辺盲点内に位置する仮想コンテンツのレンダリングを防止することを含み、所与の眼についての前記周辺盲点は、前記所与の眼が配置される前記ユーザの側と反対の前記ユーザの側上にある、請求項1に記載のディスプレイシステム。 20

【請求項 9】

前記動作はさらに、ディスプレイデバイスを介して、ユーザに、前記仮想コンテンツの提示をもたらすことを含み、前記仮想コンテンツは、関連付けられた調節された分解能に従ってレンダリングされる、請求項1に記載のディスプレイシステム。

【請求項 10】

1つ以上のプロセッサと頭部搭載可能ディスプレイとを備えるディスプレイシステムによって実施される方法であって、前記方法は、

仮想コンテンツを形成する原色画像の分解能を、 30

ユーザ固視点からの前記仮想コンテンツの近接度と、

前記原色画像の色であって、前記原色画像のうちの少なくとも1つは、別の色の原色画像と分解能が異なる、前記原色画像の色と

に基づいて調節することを含む、方法。